

まえがき

本審査基準は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び関係告示の規定に基づき設置される消防用設備等の技術上の基準について、統一的な運用を図るために必要な事項を定めるものである。

1 運用上の留意事項

本審査基準は、法令基準のほか、行政指導事項を定めたものであり、行政指導事項については、防火対象物の安全性の向上のため、規模、用途の特性に応じて相応の効果があるものを指導基準として定めてあるが、関係者等（設計者、施工者等含む。）に義務を課すものではなく、関係者等の任意の協力によって実現されることを前提としなければならない。よって、職員が関係者等に、火災予防、火災被害の軽減を踏まえた安全性向上の必要性や具体策について、十分な説明を行い、関係者等の判断のもと、その理解、協力を得て具現化するものであること。

また、法令基準と指導基準を併合した記述については、法令と知見を、合理的、有機的に作用させるためであるが、指導基準の範囲については前述のとおりである。

2 特例基準の適用

通常、消防用設備等の設置については、消防用設備等の技術上の基準により設置するものであることから、特例適用の運用基準については、防火対象物及び周囲の状況等により、技術上の基準によることができない場合に限り、適用するものであること。

3 基準の適用

施行日以前において、既存の防火対象物及び新築、増改築等の工事中の建築物については、本審査基準にかかわらず、なお従前の取り扱いによるものとする。

なお、この場合においても本審査基準を適用できる場合にあつては、当該適用に努めるものとする。